

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年6月17日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	67,723,244	67,723,244	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。単元株式数は100株であります。
計	67,723,244	67,723,244	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注)1	328,676	67,723,244	200	33,239	199	13,114

(注) 1. 2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の株式転換による増加であります。

なお、平成21年10月2日をもって、2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債は全額転換しております。

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	41	32	102	209	12	13,607	14,003	—
所有株式数(単元)	—	101,584	4,385	59,632	252,510	38	256,953	675,102	213,044
所有株式数の割合(%)	—	15.05	0.65	8.83	37.40	0.01	38.06	100.00	—

- (注) 1. 自己株式11,490,124株は、「個人その他」に114,901単元、「単元未満株式の状況」に24株含まれております。
2. 「その他の法人」および「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ55単元および60株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
有限会社クロスロード	大阪府羽曳野市恵我之荘5丁目2番15号	5,276	7.79
ジーピー モルガン チェース バンク 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16-13)	4,322	6.38
818517ノムラルクスマルチカレンシジエイピストクリド (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	BATIMENT A-33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HESPERANGE, LUXEMBOURG (東京都千代田区大手町1丁目2番3号)	2,604	3.85
辻 本 憲 三	大阪市中央区	2,008	2.97
辻 本 美 佐 子	大阪府羽曳野市	1,964	2.90
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 みずほ銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	1,920	2.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,803	2.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,709	2.52
辻 本 美 之	大阪府羽曳野市	1,669	2.47
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,654	2.44
計	—	24,933	36.82

- (注) 1. 上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
- | | |
|---------------------------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 1,718千株 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 1,622千株 |
2. 当社は、自己株式11,490千株(発行済株式総数の16.97%)を所有しておりますが、上記大株主から除外しております。

3. ハリス・アソシエイツ・エル・ピーから、平成26年5月7日付で大量保有報告書の変更報告書により、平成26年4月30日現在における当社株式を以下のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができておりません。
 なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ハリス・アソシエイツ・エル・ピー (Harris Associates L.P.)	60602、アメリカ合衆国イリノイ州シカゴ市スイート500、ノースラサール街2番地 (2 North LaSalle Street, Suite 500, Chicago, IL, USA, 60602)	5,188	7.66

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,490,100	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 56,020,100	560,201	同上
単元未満株式	普通株式 213,044	—	同上
発行済株式総数	67,723,244	—	—
総株主の議決権	—	560,201	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,500株(議決権55個)含まれております。
 2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式24株および証券保管振替機構名義の株式60株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社カプコン	大阪市中央区内平野 町三丁目1番3号	11,490,100	—	11,490,100	16.97
計	—	11,490,100	—	11,490,100	16.97

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号および会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成25年4月18日)での決議状況 (取得期間平成25年4月22日～平成25年5月31日)	1,500,000	2,500,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	1,347,200	2,281,065
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	3,162	5,577
当期間における取得自己株式	134	231

(注) 当期間における取得自己株式には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(単元未満株式の買増請求)	10	15	—	—
保有自己株式数	11,490,124	—	11,490,258	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと考えており、将来の事業展開や経営環境の変化などを勘案しつつ、安定配当の継続を基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間および期末配当の年2回を基本的な方針としております。

また、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

内部留保につきましては、ゲームソフト開発、アミューズメント施設およびアミューズメント機器や成長事業への投資等に充当し、企業価値を高めてまいります。

当事業年度の期末配当につきましては1株につき25円とし、中間配当(1株につき15円)を含めた年間配当は、1株につき40円であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成25年10月31日 取締役会決議	843	15
平成26年6月16日 定時株主総会決議	1,405	25

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	2,010	1,907	2,311	1,959	2,330
最低(円)	1,297	1,145	1,473	1,250	1,396

(注) 株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高(円)	2,007	1,993	1,993	2,330	2,074	2,020
最低(円)	1,772	1,748	1,797	1,845	1,810	1,806

(注) 株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	最高 経営責任者 (CEO)	辻 本 憲 三	昭和15年12月15日生	昭和60年7月 平成13年4月 平成19年7月	当社代表取締役社長 当社最高経営責任者 (CEO) (現任) 当社代表取締役会長 (現任)	(注) 4	2,008
代表取締役 社長 執行役員	最高 執行責任者 (COO)	辻 本 春 弘	昭和39年10月19日生	昭和62年4月 平成9年6月 平成11年2月 平成13年4月 平成16年7月 平成18年4月 平成19年7月	当社入社 当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 当社取締役専務執行役員 当社取締役副社長執行役員 当社代表取締役社長、社長執行役員 兼 最高執行責任者 (COO) (現任)	(注) 4	1,548
取締役 副社長 執行役員	最高 財務責任者 (CFO) コーポレート 経営管掌	小 田 民 雄	昭和21年8月28日生	昭和44年4月 平成3年6月 平成9年6月 平成11年6月 平成13年5月 平成13年6月 平成15年6月 平成16年7月 平成19年7月 平成22年7月 平成23年4月	株式会社三和銀行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 ユニ・チャーム株式会社常務取締役 株式会社三和銀行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 中之島支店長 大末建設株式会社常務取締役 当社顧問 当社取締役 当社常務取締役 当社取締役専務執行役員、最高財務責任者 (CFO)、経営戦略・管理・秘書 兼 関係会社管理管掌 当社取締役コーポレート経営管掌 (現任) 当社取締役最高財務責任者 (CFO) (現任) 当社取締役副社長執行役員 (現任)	(注) 4	8
取締役 専務 執行役員	海外事業 管掌	阿 部 和 彦	昭和38年10月4日生	昭和62年4月 平成6年7月 平成12年11月 平成14年1月 平成15年3月 平成15年7月 平成16年4月 平成18年4月 平成18年6月 平成19年7月 平成22年7月 平成23年4月	株式会社三菱銀行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 同行ニューヨーク支店長代理 株式会社光通信執行役員 インテュイット株式会社 (現 弥生株式会社) 執行役員 当社入社 当社経営企画部長 当社執行役員 当社常務執行役員 当社取締役最高財務責任者 (CFO) 当社取締役グループ管理管掌 当社取締役海外事業管掌 (現任) 当社取締役専務執行役員 (現任)	(注) 4	7
取締役 専務 執行役員	総務・法務・ 人事 兼 IT 管掌	山 下 佳 文	昭和34年3月17日生	平成4年2月 平成9年4月 平成13年5月 平成15年7月 平成23年4月 平成23年6月 平成24年10月	当社入社 当社業務部長 当社執行役員予算管理室長 当社常務執行役員制作統括 当社専務執行役員 (現任) 人事統括、IT統括 兼 開発管理統括 当社取締役人事・IT 兼 開発管理管掌 当社取締役総務・法務・人事 兼 IT管掌 (現任)	(注) 4	3

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 専務 執行役員	コンシューマ ゲーム 事業管掌	一井克彦	昭和39年1月23日生	平成16年8月 平成16年10月 平成17年4月 平成18年4月 平成23年4月 平成23年6月	当社入社 当社CS事業担当部長 当社執行役員CS事業戦略統括 当社常務執行役員CS事業統括 当社専務執行役員（現任） コンシューマエンターテインメント事業統括本部長、CS事業統括 兼 CS開発統括 当社取締役コンシューマゲーム事業管掌（現任）	(注) 4	0
取締役 専務 執行役員	アミューズメント事業 兼 P&S事業管掌	江川陽一	昭和38年11月15日生	昭和60年4月 平成11年4月 平成11年8月 平成17年4月 平成18年4月 平成23年4月 平成25年4月 平成25年6月	当社入社 当社第五制作部長 当社執行役員第五開発部長 当社執行役員CE事業統括 当社執行役員P&S事業統括 当社常務執行役員 当社専務執行役員（現任） 当社取締役アミューズメント事業 兼 P&S事業管掌（現任）	(注) 4	1
取締役	—	保田博	昭和7年5月14日生	昭和32年4月 昭和48年11月 昭和52年1月 昭和63年6月 平成2年6月 平成3年6月 平成6年5月 平成11年10月 平成13年9月 平成14年1月 平成14年7月 平成16年6月 平成16年8月 平成19年6月 平成26年1月	大蔵省入省 大蔵大臣秘書官 内閣総理大臣秘書官 大蔵省大臣官房長 大蔵省主計局長 大蔵事務次官 日本輸出入銀行総裁 国際協力銀行総裁 関西電力株式会社顧問 読売国際経済懇話会理事長（現任） 日本投資者保護基金理事長 株式会社資生堂社外監査役 財団法人資本市場振興財団（現公益財団法人資本市場振興財団）理事長 当社社外取締役（現任） 公益財団法人資本市場振興財団顧問（現任）	(注) 4	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	—	松尾 眞	昭和24年5月28日生	昭和50年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 尾崎・桃尾法律事務所 昭和53年8月 アメリカ合衆国ニューヨーク州ワイル・ゴッチェル・アンド・マンジェス法律事務所 昭和54年3月 弁護士登録（アメリカ合衆国ニューヨーク州） 平成元年4月 桃尾・松尾・難波法律事務所設立、同パートナー弁護士（現任） 平成9年4月 日本大学法学部非常勤講師「国際取引法」担当 平成11年6月 日本ビクター株式会社社外監査役 平成12年6月 ビリングシステム株式会社社外監査役（現任） 平成15年6月 山之内製薬株式会社社外監査役 平成16年6月 同社社外取締役 平成17年4月 アステラス製薬株式会社社外取締役 一橋大学法科大学院非常勤講師「ワールド・ビジネス・ロー」担当 平成19年6月 当社社外取締役（現任） 平成20年10月 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社社外取締役 平成21年6月 東レ株式会社社外監査役（現任）	(注) 4	3
取締役	—	守永 孝之	昭和15年9月5日生	昭和39年4月 日本輸出入銀行入行 平成4年4月 同行人事部長 平成6年4月 同行大阪支店長 平成8年4月 同行理事 平成10年9月 矢崎総業株式会社常務取締役 平成12年9月 同社専務取締役 平成18年6月 同社取締役副会長 平成19年6月 同社取締役相談役 平成20年6月 同社非常勤顧問 平成21年6月 当社社外取締役（現任）	(注) 4	3
監査役 (常勤)	—	平尾 一 氏	昭和26年9月25日生	昭和50年4月 日立造船株式会社入社 昭和62年4月 同社主事 昭和63年6月 当社入社 平成9年4月 当社海外業務部長 平成11年7月 当社執行役員海外事業部長 平成14年10月 当社総務部長 平成16年4月 当社IR室長 平成16年6月 当社監査役（常勤）（現任）	(注) 5	4
監査役 (常勤)	—	岩崎 吉彦	昭和27年5月19日生	昭和54年4月 国税庁入庁 昭和61年7月 伊集院税務署長 平成9年7月 広島国税局徴収部長 平成11年7月 広島国税局調査察部長 平成15年7月 国税庁長官官房企画官 平成19年7月 名古屋国税局総務部長 平成20年7月 税務大学校教頭 平成21年7月 金沢国税不服審判所長 平成22年7月 札幌国税不服審判所長 平成23年7月 税務大学校副校長 平成24年6月 当社社外監査役（常勤）（現任）	(注) 5	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	—	家 近 正 直	昭和8年7月18日生	昭和37年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 昭和56年4月 大阪弁護士会副会長 日本弁護士連合会理事 昭和63年3月 法務省法制審議会商法部会委員 平成6年6月 田辺三菱製薬株式会社社外監査役(現任) 平成10年6月 京阪電気鉄道株式会社社外監査役(現任) 平成13年4月 株式会社日本エスコン社外監査役(現任) 平成14年6月 当社取締役 平成16年6月 甲南大学法科大学院教授 平成19年12月 弁護士法人第一法律事務所代表社員(現任) 平成20年6月 当社監査役(現任)	(注)5	2
監査役	—	松 崎 彬 彦	昭和20年12月1日生	昭和43年4月 警察庁入庁 昭和50年2月 兵庫県警察本部警備部外事課長 昭和54年5月 在タイ日本国大使館一等書記官 昭和63年7月 鳥取県警察本部長 平成5年4月 長野県警察本部長 平成8年8月 中部管区警察局長 平成9年9月 財団法人日本道路交通情報センター理事 平成14年4月 警察共済組合監事 平成15年9月 警察共済組合理事 平成17年3月 株式会社紀尾井共済社長 平成21年7月 警察職員生活協同組合監事(非常勤)(現任) 平成24年6月 当社社外監査役(現任)	(注)5	0
計						3,596

- (注) 1. 取締役 保田 博、松尾 眞および守永孝之の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 岩崎吉彦および松崎彬彦の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 保田 博および守永孝之の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 取締役の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会終結のときから平成27年3月期に係る定時株主総会終結のときまでであります。
5. 監査役の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結のときから平成28年3月期に係る定時株主総会終結のときまでであります。
6. 代表取締役社長 辻本春弘は、代表取締役会長 辻本憲三の長男であります。
7. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
金 森 仁	昭和29年8月1日生	昭和59年4月 東京地方検察局検事 昭和60年4月 山形地方検察局検事 昭和63年4月 新潟地方検察局検事 平成2年4月 東京地方検察局検事 平成4年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成5年4月 山王法律事務所パートナー弁護士(現任) 平成8年2月 社会福祉法人武蔵野会理事(現任) 平成14年4月 財団法人中小企業国際人材育成事業団(現 公益財団法人国際人材育成機構)評議員(現任) 平成17年4月 筑波大学法科大学院客員教授 平成24年6月 当社補欠監査役(現任)	—

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の一つであると認識しております。このため、経営の透明性、健全性を高めるとともに、環境の変化に対応できる体制の構築に努め、株主、顧客および従業員などステークホルダーの満足度向上に注力しております。また、経営システム改革の一環として、執行役員制を導入しており、経営方針を決定する取締役会と業務執行を行う執行役員の役割を明確に分離することにより、円滑かつ機動的な事業展開を可能にし、経営効率を高めております。加えて、社外取締役（3名）および社外監査役（2名）により取締役会の監督機能を一層高め、信頼性の向上や公正性の確保に努めております。

② 内部監査及び監査役監査

(a) 経営管理体制

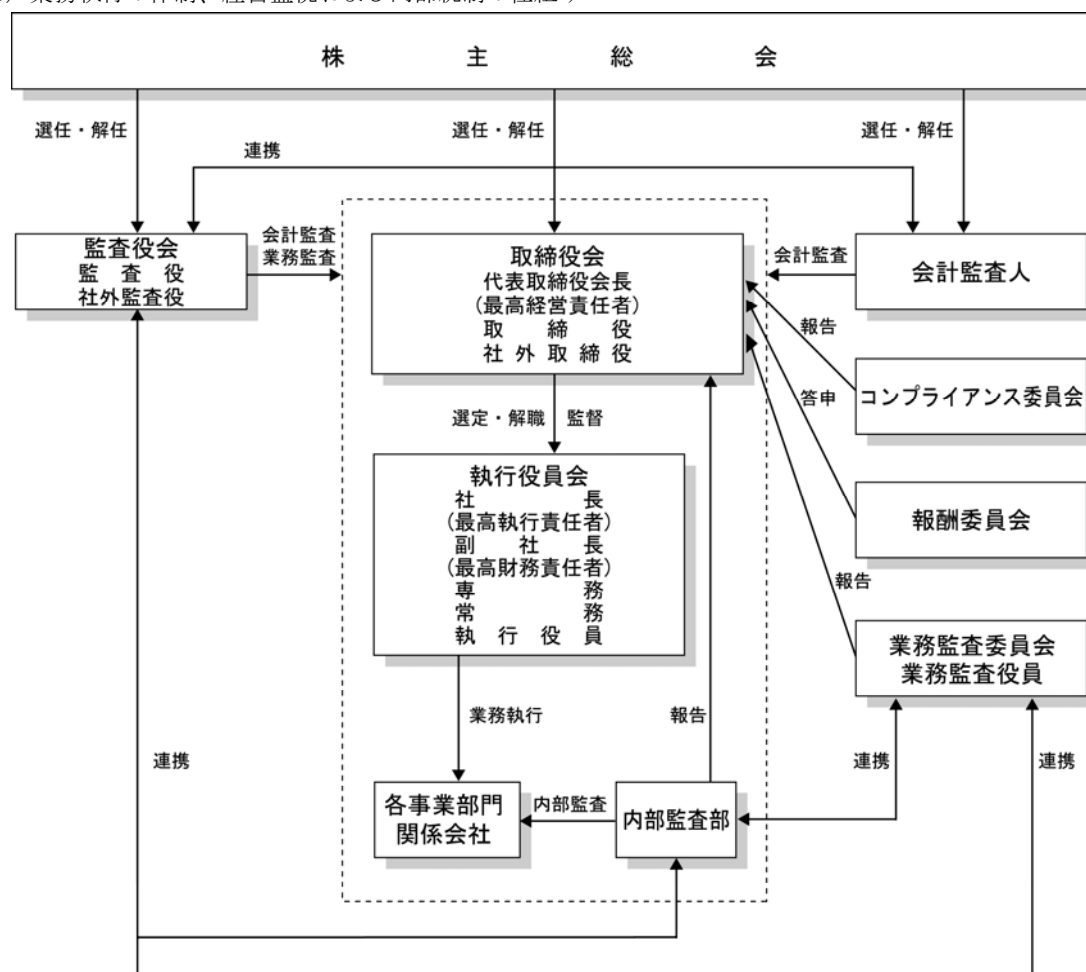
当社は監査役制度を採用しており、取締役は10名（うち社外取締役3名）、監査役は4名（うち社外監査役2名）であります。

取締役会は毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、社外取締役のアドバイスやチェックなど、多様な意見交換により取締役会の活性化や経営監視機能の強化を図っております。

監査役会は、監査方針の策定や業務分担等を行い、これらに基づき実施された監査による重要事項について協議を行うとともに、監査指摘事項の提出や随時会計監査人との意見交換を行っております。

取締役の報酬については公平性、妥当性を図るため、社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置しております。

(b) 業務執行の体制、経営監視および内部統制の仕組み



(c) 内部統制システムの整備状況

ア. 取締役の職務の執行が法令等に適合するための体制の整備

社外取締役（3名）のアドバイスや勧告などにより、取締役会の監督機能を高め、一層の活性化を図るとともに、コンプライアンス委員会の定期的なチェック等を通じて、違法行為の未然防止や適法性の確保に努め、経営監視機能の強化により企業価値を高めております。

イ. また、業務の適正を確保するための体制として以下の項目の整備を進めております。

(ア) 情報の保存および管理体制の整備

取締役会議事録など取締役の職務遂行に係る文書や情報の管理については、「文書管理規程」等によって保存および管理を行っております。

(イ) リスク管理体制の整備

危機の未然防止や不測の事態が発生した場合において適正な対応を図るため、「危機管理規程」などにより組織横断的なリスク管理体制の整備を進めております。

(ウ) 効率的な業務執行

当社は、執行役員制を導入しており、経営方針を決定する取締役会と業務執行を行う執行役員を明確に分離することにより、円滑かつ機動的な事業展開を図り、経営効率を高めております。

(エ) 法令遵守体制の整備

法令を遵守するための行動規範となる「株式会社カプコンの行動規準」を制定するとともに、社内教育やモニタリングなどにより法令違反の未然防止に努めております。

(オ) グループ会社全体の管理体制

毎月1回開催の子会社取締役会や「子会社管理規程」などに基づく、親子会社間の緊密な意思疎通や連携により、グループ全体のコンプライアンス体制の整備を推し進め、コーポレート・ガバナンスが機能するよう業務の適正化を図っております。

(カ) 業務監査体制の整備

監査役は、監査方針に基づき取締役や使用人の業務執行の監査を行い、必要に応じて監査指摘事項の提出や是正勧告、助言を行うなど、内部統制が有効に機能するよう努めております。このため、監査役の職務が円滑かつ適正に遂行できるように事実上2名の専従スタッフが補助業務の任に当たっているほか、当該使用人の異動については、監査役の同意を得ております。

(d) リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制につきましては、弁護士の社外取締役を構成メンバーに加えたコンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンス定期チェック」により、リスク管理の状況を調査するとともに、取締役会に報告するほか、関係者に対して注意喚起、勧告や助言を行うなど、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう努めております。

(e) 監査役、会計監査人、業務監査委員監査および内部監査の状況

主として監査役は業務監査の観点から、経営に対する監視機能を果たしております。また、会計監査人は会計監査の視点に立ってそれぞれ監査を行っております。監査役と会計監査人は必要に応じて随時協議を行い、監査に関する意見、情報の交換を行うなど、連携と協調を図ることにより双方の監査を充実、向上させております。

加えて、当社は、主にリスクマネジメントの見地に立って業務監査委員会を設置しております。

業務監査委員会は監査役および内部監査部の監査とは別の視点から、各事業部門およびグループ会社の業務執行状況を定常的なモニタリングや業務監査役員独自の調査などにより情報収集、分析を行い取締役会に報告しております。取締役会は業務監査委員会から提供された報告に基づき、適法性、妥当性、効率性の観点から当社グループに内在する事業リスクや非効率な事業を的確に把握し、危機の未然防止や業務改革に努めております。また、不測の事態が発生した場合において、適切な経営判断の一助に資するため、その因果関係を迅速に調査、分析し取締役会へ報告することにより、会社の損失の最小化を図っております。

一方、内部監査機関として内部監査部を設置しており、全部門を対象に内部監査を行うほか、監査結果に基づき被監査部門に対して改善事項の勧告を行うなど、内部統制が有効に機能するよう努めております。

なお、監査機能の有効性、効率性を高めるため、監査役、業務監査委員会および内部監査部は相互に連携するとともに、随時、意見、情報交換を行っております。

(f) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、社会秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で対処するとともに、このような団体、個人とは一切関係を持ちません。

当該団体、個人が接触してきた場合は、直ちに組織的な対応を図るとともに、不当、不法な要求には警察や関連団体等とも連携し、断固拒否する方針です。

また、不測の事態に備え、反社会的勢力の関連情報の入手や動向に注意を払うとともに、万一、反社会的勢力とは知らずに、何らかの関係を有した場合は、警察等の関係機関とも連携し、速やかに関係を解消いたします。

③ 社外取締役及び社外監査役

ア. 当社の社外取締役は次の3名であります。

- ・保田 博氏は、人格、識見、要職の歴任などを総合的に勘案して、当社の社外取締役として選任しております。また、取引所が定める独立性の判断基準の項目に該当するものではありません。したがって、意思決定などについて一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しております。なお、同氏は株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- ・松尾 眞氏は、法律の専門家としての確かな指導や助言などによりコーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、当社の社外取締役として選任しております。なお、取締役会等において経営陣と一般株主の利益相反が生じる場合は、独立性、中立性の観点から社外取締役の職責の範囲内で信念に基づき積極的な発言や問題点の指摘を行うほか、一般株主の立場に立って説明を受けるなど、株主からの信頼を確保する役割を担っております。また、同氏は桃尾・松尾・難波法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所との間で、法律顧問契約の取引関係がありますが、当社の事業規模に比して当社連結売上高の0.01%未満と僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
- ・守永孝之氏は、他社での経営手腕、実務経験、実績、経済界における人脈などを総合的に勘案して、当社の社外取締役として選任しております。また、取引所が定める独立性の判断基準の項目に該当するものではありません。したがって、意思決定などについて一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。なお、同氏は株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- ・各社外取締役と当社との間に特別の利害関係はありません。

イ. 当社の社外監査役は次の2名であります。

- ・岩崎吉彦氏は、税務行政の実務経験などが当社にとって有用と判断したため、当社の社外監査役として選任しております。なお、取締役会等の意思決定等を行う局面において、経営陣と一般株主の利益相反が生じる場合は、社外監査役の職責の範囲内で独立性や外部の視点から信念に基づき、所要の意見やアドバイスを行うなど、一般株主の利益を損なうような行為を防止する役割を担っております。
- ・松崎彬彦氏は、長年警察行政に携わった豊富な経験と知識をコーポレート・ガバナンスの一層の充実等に活かしていただくため、当社の社外監査役として選任しております。なお、取締役会等の意思決定等を行う局面において、経営陣と一般株主の利益相反が生じる場合は、社外監査役の職責の範囲内で独立性や外部の視点から信念に基づき、企業価値を毀損するような行為を防止する役割を担っております。
- ・各社外監査役と当社との間に特別の利害関係はありません。

ウ. 社外取締役および社外監査役の独立性に関する基準

社外取締役および社外監査役の選定については、成文化した基準は設けておりませんが、法律、財務、会計等に関する専門知識や他社での経営経験、識見等を勘案のうえ、法令や証券取引所規則などに則り、独立性、中立性の確保に加え、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、適切に職務を遂行できる者を選定しております。

エ. 社外取締役または社外監査役による監督または監査と監査役監査、業務監査委員監査、内部監査および会計監査との相互連携等

社外取締役はコーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう、コンプライアンス委員会および報酬委員会の中核メンバーとなっているほか、適法性の確保や違法行為、不正の未然防止に注力するとともに、取締役会においても積極的な意見交換や助言を行うなど、経営監視機能の強化に努めております。

また、社外監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、客観的で公正な意見陳述などにより取締役の業務執行の適法性、妥当性を厳正に監視しております。なお、社外監査役の監査における当該相互連携状況については、前記の(e)「監査役、会計監査人、業務監査委員監査および内部監査の状況」に記載しております。

④ 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	481	433	—	48	—	9
監査役 (社外監査役を除く。)	28	28	—	—	—	2
社外役員	56	56	—	—	—	5

(注) 上記には、平成25年6月18日開催の第34期定時株主総会終結のときをもって退任した取締役2名を含んでおります。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等 の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額等(百万円)			
				基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金
辻本 憲三	103	取締役	提出会社	90	—	13	—

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

ハ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

(ア) 取締役の報酬等について

取締役の報酬は、公正性と透明性を確保するため、取締役会が社外取締役を委員長とする報酬委員会に諮問し、報酬委員会は各人の役位、職責、在任期間、常勤および非常勤等を勘案するとともに、当社の業績や個人の実績を考慮したうえ、相当と判断される金額を答申し、それに基づき取締役会が決定しております。

- ・月額報酬は定額とします。
- ・賞与は、月額報酬を基礎に当社の業績などを勘案して妥当な範囲内で決定します。
- ・上記の報酬のほか、担当業務の成果に応じて一定の範囲内で相応の報酬を支給する場合があります。

(イ) 監査役の報酬等について

監査役の報酬は、独立性の確保から業績との連動は行わず定額報酬とし、常勤および非常勤を勘案のうえ、各監査役の協議により決定しております。

⑤ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 3 銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 498百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	466,630.00	260	円滑な取引を維持するため。
株式会社みずほフィナンシャルグループ	408,700.00	81	円滑な取引を維持するため。
イオンモール株式会社	47,662.42	135	円滑な取引を維持するため。

(注) 上記の記載銘柄は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ではありますが、保有しております3銘柄について記載しております。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	466,630.00	264	円滑な取引を維持するため。
株式会社みずほフィナンシャルグループ	408,700.00	83	円滑な取引を維持するため。
イオンモール株式会社	57,171.33	150	円滑な取引を維持するため。

(注) 上記の記載銘柄は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ではありますが、保有しております3銘柄について記載しております。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	8	8	0	—	(注)
非上場株式以外の株式	—	—	—	—	—

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

⑥ 会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査および金融商品取引法に基づく会計監査のため、有限責任 あずさ監査法人と契約しております。なお、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名および監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員：土居 正明

指定社員 業務執行社員：三浦 洋

指定社員 業務執行社員：小幡 琢哉

・公認監査業務に係る補助者の構成

公認会計士14名、その他10名

(注) その他は、公認会計士新試験合格者、システム監査担当者、年金数理人であります。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑨ 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策を実行するため、自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

⑩ 剰余金の配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をすることができる旨を定款で定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑫ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

イ 株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会招集通知の発送日は開催日の約3週間前の早期発送を別途としております。平成26年3月期の場合、総会開催日は平成26年6月16日ですが、招集通知は5月23日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は株主総会の活性化を図る一助として、従来から集中日より10日前後早い日に株主総会を開催し、多くの株主が出席できるよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォンまたは携帯電話からアクセスしていただくことにより、インターネットからの議決権の行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は議決権電子行使プラットフォームに参加しております。これにより機関投資家は招集通知発送日の当日から議案検討に十分な期間を確保できるようになり、議決権行使促進の一助となっております。
招集通知（要約）の英文での提供	毎年、招集通知発送日に当社のホームページにおいて招集通知（和文・英文）を掲載し、国内外の株主の議決権行使の促進を図っております。

ロ IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、株主や投資家の皆様に適時適切な情報開示および説明責任を十分果たすことは上場企業の責務であり、コーポレートガバナンスの観点からも不可欠と考えております。したがって、当社は、（1）責任あるIR体制の確立、（2）充実した情報開示の徹底、（3）適時開示体制の確立、を基本姿勢にIR活動を推進することにより、透明性の高い経営を行っております。	—
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役会長および代表取締役社長が経営戦略や業績概況を語る決算説明会（期末・中間）を毎年2回開催し、映像やストーリー性を持たせたインパクトのあるコーポレート・コミュニケーションに努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	(URL) http://www.capcom.co.jp/ir/ 有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、四半期決算短信、四半期業績の概況、アニュアルレポート、ニュースサマリー、決算（期末・中間）説明会動画、決算（期末・中間）説明会資料、マーケットデータ、シリーズソフトの累計販売本数、ミリオンセールタイトル一覧、販売タイトル数の推移、会社情報、株式情報、最新情報およびプレスリリースを掲載しております。	—
IRに関する部署（担当者）の設置	広報IR室を設置しており、4名の専従スタッフを置いております。	—

ハ ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「株式会社カプコンの行動規準」および「個人情報保護規程」に盛り込んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	顧客、株主、投資家、従業員および地域社会など、当社を取り巻く関係者との信頼関係を深めるため、多彩なイベントや投資家説明会、地域住民に対するグラウンドの開放等、「三方よし」（「売り手よし」、「買い手よし」、「世間よし」）の精神を取り入れるなど、さまざまな方法や情報発信を通じてコミュニケーションを推し進めております。
社員のダイバーシティに関して	当社は近年のダイバーシティ（人材の多様性）の重要性を十分に認識するとともに、女性の活用を積極的に進めており、性別、年齢などに関係なく実績に応じた評価を行っております。この一環として、女性社員の幹部登用にも努めており、現在2名の女性執行役員をはじめ部長、室長など20名の管理職が在任しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	40	—	40	—
連結子会社	2	—	2	—
計	42	—	42	—

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度および当連結会計年度において、一部の連結子会社については、当社の監査公認会計士等の同一のネットワークに属しているKPMGメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度および当連結会計年度において、該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、規模・特性・監査日数を勘案したうえ定めております。